

# 京都府地球温暖化防止活動推進員設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定により、京都府における地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む京都府地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

## (要件)

第2条 推進員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有し、第6条に規定する活動が行える者であること。
- (2) 府内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 満18歳以上であること。

## (委嘱)

第3条 知事は、市町村長又は京都府地球温暖化防止活動推進センター長の推薦を受けた者及び一般公募者の中から、推進員を委嘱する。

## (委嘱期間)

第4条 推進員の委嘱期間は委嘱した日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、再委嘱を妨げない。ただし、現推進員の委嘱期間中において、必要に応じ委嘱を行う場合の当該推進員の委嘱期間は、現推進員の委嘱期間の残存期間とする。

## (解嘱)

第5条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解嘱することができる。

- (1) 推進員が正当な事由がなく活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 推進員からの申し出があったとき。
- (4) その他推進員として適当でないと認められるとき。

## (活動)

第6条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 自らが日常生活において地球温暖化対策を実践すること。
- (2) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について府民の理解を深めるため、普及啓発等を行うこと。

- (3) 府民の求めに応じて、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制のための措置についての調査、指導、助言等を行うこと。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う府民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国、府、市町村及び京都府地球温暖化防止活動推進センターが行う施策に必要な協力をすること。
- (6) 府が行う研修に参加する等により、推進員としての資質の向上に努めること。

#### (守秘義務)

第7条 推進員は、活動を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

#### (身分)

第8条 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有しない。

#### (報酬)

第9条 推進員としての活動については、原則として報酬を支給しない。

#### (推進員名簿)

第10条 知事は、地球温暖化防止に取り組もうとしている府民又は団体の利用に供するため、推進員名簿を作成し、公表するものとする。

2 前項の名簿には、推進員の氏名、居住・在勤市区町村名、主な活動地域など府民又は団体が利用するにあたり必要と認められる事項を掲載するものとする。

#### (変更の報告)

第11条 推進員は、その住所等に変更が生じた場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

#### (活動報告)

第12条 推進員は、当該年度の活動結果を翌年度の4月30日までに別記様式により、知事に報告しなければならない。なお、委嘱期間中に解嘱された場合は、解嘱後30日以内に、当該年度分の活動結果を報告するものとする。

#### (支援)

第13条 知事は、予算の範囲内において推進員の資質向上のための研修等を行うものとする。

#### (安全への配慮)

第14条 推進員は、その活動を行うに当たっては、自己及び他人の安全に十分留意しなければならない。

**（庶務）**

第15条 推進員に関する庶務は、京都府府民環境部脱炭素社会推進課が行う。

**（その他）**

第16条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関する必要な事項は別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成15年8月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される推進員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

**附 則**

この要綱は、平成20年12月4日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年1月17日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

